

令和2年5月 1日

保護者 様

亀山市立神辺小学校
校長 清水 英輝

臨時休業（休校）延長における保護者の皆さまにかかる事項について

先日、メール配信にて、5月6日までの臨時休業を5月31日まで延長するとの亀山市・亀山市教育委員会からのお知らせを致しました。本日の配布文書の中に、亀山市長・教育長からの「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業延長のお知らせ」を同封いたしました。臨時休業延長に係る概要が記載されておりますので、よくお読み下さい。

さて、この臨時休業（休校）延長にかかわって、市・教育委員会の方針の中で行う、神辺小学校の対応について、下記のように保護者の方々にお知らせいたします。

日々、状況の変化する中で、今後の状況によりどのような対応が求められるか不透明です。市・教育委員会から、新たな措置が発せられた場合は、速やかに保護者の皆さまにお知らせします。

記

1 臨時休業（休校）の延長期間 5月7日（木）から5月31日（日）まで臨時休業（休校）

臨時休業の期間が長いので、保護者と配布物・提出物のやり取りをするため、仮に下記のように期間を分けます。

- ・延長休業期間（前期）5月7日（木）～5月20日（水）
- ・延長休業期間（後期）5月21日（木）～5月31日（日）

2 家庭学習の配布と回収

(1) 学校から

5月1日（金） 配布物・延長休業期間（前期）分の家庭学習を各家庭に配布。

5月19日（火）、20日（水） 配布物・延長休業期間（後期）の家庭学習を各家庭に配布。

- ★ 配布に当たっては、時間を定めずに訪問いたします。お子様に会えた場合は、休業期間中の生活について様子をお聞きし、配布物（家庭学習など）を手渡します。会えなかった場合は、電話などで保護者にお子様の様子などについてお聞きし、配布物などはポストに投函させていただきます。

(2) 保護者（家庭）から

5月7日（木）、8日（金） 4/16日から5/6までの臨時休業中の家庭学習について保護者が提出。

5月21日（木）、22日（金） 延長休業期間（前期）分の家庭学習について保護者が提出。

延長休業期間（後期）分の家庭学習については、**6月1日（月）**の登校に合わせて、**児童が持参**。

提出方法及び留意点

- ①家庭学習の配布・回収は5月1日（金）に**配布物を入れた封筒を往復で使用**します。
- ②家庭学習の提出は、**1階昇降口に設置された回収用ボックスに保護者が提出**願います
- ③提出時間は、朝7:50～夕方17:00です。時間など提出に心配がある場合は学校へご連絡ください。
- ④期日までに提出されない場合、次の配布物に支障をきたします。提出期日をお守りください。
- ⑤提出する家庭学習については、学年だよりなどをご確認ください。

3 PTA総会の書面決議について

すでに、皆様にはPTA総会を中止し、書面決議にする旨、ご連絡いたしました。今回の臨時休業の延長に伴って、**教員が5月1日（金）**に家庭へ家庭学習などの配布物をお届けします。その際、**令和2年度PTA総会資料と書面決議書・委任状を配布**いたします。**5月7日（木）、8日（金）**に家庭学習を提出する際、**書面決議書・委任状を同封**ください。未提出の場合は、委任状を提出されたのと同様の取扱いをさせていただきます。

4 緊急な連絡は神辺小学校 82-1819へお願いします。

臨時休業期間中の平日8:30-17:00まで、学校図書館で1人1回に限り5冊まで本の借り換えができます。その際は、**保護者が同伴**し、職員室に声をかけてください。（マスクの着用願います）